

テント等の借用にあたっての注意事項

【貸出しの要件】

- 1 授乳・おむつ替え用ベビーテント（以下「テント等」という。）の貸出し対象となるイベントは、乳幼児を連れた保護者の参加が見込まれる市内で開催されるイベントとします。ただし、次の場合を除きます。
 - ・特定の政治、思想又は宗教の活動を目的とするイベント
 - ・法令又は公序良俗に反するイベント
- ※なお、イベント中の事故の補償に対応する損害保険に必ず加入してください。

【貸出し等の手続き】

- 1 貸出しを希望される方は、「テント等借用申請書」を提出してください。申請は、貸出日の6か月前から7日前までに行ってください。
- 2 テント等の受取りの際には、「テント等貸出承認（不承認）書」と本人確認書類、イベント中の事故の補償に対応する損害保険の保険証書等をご持参ください。
- 3 テント等の返却の際には、破損、汚損、紛失等の有無を確認しますので、あらかじめテント等の状況をご確認ください。また、異常を見つけたときは、市に連絡をお願いします。
- 4 テント等の返却の際は、「テント等実施結果報告書」を提出してください。また、汚損、破損、紛失等がある場合は、「テント等破損・汚損届出書」も提出してください。

※申請・貸出・返却場所：三郷市こども家庭センター こども家庭係
住所 三郷市花和田648番地1 健康福祉会館3階
電話 048-930-7780

【注意事項】

- 1 第三者に権利を譲渡又は転貸しないでください。
- 2 貸出承認を受けた内容以外での使用はしないでください。
- 3 取扱説明書等に従い、適正に管理及び使用してください。
- 4 あらかじめ定められた期限までに返却してください。
- 5 テント等を破損、汚損、紛失等した時は、市の指示により、使用者の負担で、補修又は同一製品（同等品を含む。）の購入等をしてください。

- 6 本注意事項に反した場合、貸出承認を取消す場合があります。その際に、使用者及び当該イベントに係る損害が生じた合でも、市は一切の責任を負いません。
- 7 前使用者のテント等の破損、汚損、紛失等によりテント等の貸出しが出来なくなるときがあります。その際に、使用者及び当該イベントに損害が生じた場合でも、市は一切の責任を負いません。
- 8 テント等の使用により、使用者が被った損害に対し、市は一切の責任を負いません。
- 9 使用者は、テント等の使用に関し、市又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければなりません。この場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ、市が損害を賠償したときは、市は使用者に対して求償権を有するものとします。